

一般財団法人建材試験センター
品質性能試験業務約款

第 1 章 総則

（総則）

第 1 条 依頼者（以下「甲」という。）と一般財団法人建材試験センター中央試験所及び西日本試験所（以下、両試験所を「乙」という。）は、品質性能試験の実施に際しこの約款に定められた事項を遵守する。

第 2 章 契約

（契約締結日）

第 2 条 甲が乙に対し、乙所定の「品質性能試験申込書」を提出し、乙が当該申込書に受付印を押印し受付番号、受付日を記入の上、その写しを甲に発行することで契約がなされたものとする。契約締結日は、乙が受付印を押印した日とする。ただし、試験内容の確定が契約締結日以降となった場合、試験期間及び試験料金は、試験内容確定後に決定することができるものとする。

（契約の取り消し）

第 3 条 甲は、契約締結後に試験の中止を行う場合は、乙所定の「中止届」により乙に届け出るものとし、乙からの中止届受付の通知を受けることにより契約を取り消すことができる。ただし、試験準備等に着手するなど乙の試験工程が進捗している場合、その進捗に応じ試験料金の清算を行う。

第 3 章 試験の実施

（試験の実施）

第 4 条 乙は、品質性能試験申込書の受付後、申込内容に基づき善良なる管理者の注意義務を保って、試験を実施する。試験完了日は、甲に対する試験報告書の発行日とする。
2 乙は、地震、風水害、停電、断水等、乙の責めに帰さない事由による場合は、その旨を甲へ通知することにより試験の実施を延期することができる。
3 延期に関する必要事項は、甲乙協議の上で定める。

（説明、協力等）

第 5 条 乙は、甲から試験の方法等について説明を求められたときは、これに誠実に応えなければならない。
2 甲は、乙の試験実施にあたり、これに必要な範囲において試験体の概要等に関する情報について、乙からの請求があるときは、これに速やかに応じなければならない。
3 甲が提出した試験内容及び試験体の概要等に関する情報に虚偽があったことが試験報告書発行後に発覚した場合、乙が発行した試験報告書は無効とし、乙は、当該試験内容及び結果について責任を負わないものとする。

（試験内容の変更）

第 6 条 甲は、試験内容の変更を行う場合は、乙所定の「変更届」により乙に通知を行う。この場合、乙の試験工程の進捗及び変更後の試験内容に応じ試験料金の清算を行う。

第 4 章 試験料金

（試験料金）

第 7 条 乙は、甲の要請に基づき、試験料金の見積書の発行を行う。
2 甲は、乙が発行する請求書により試験料金を、請求書発行日から 60 日以内に乙の指定する金融機関へ振込送金しなければならない。ただし、やむを得ない事由のある場合は、甲乙協議の上別の支払日とすることができる。なお、手形による取引は行わない。
3 前項にかかわらず、甲が新規または過去 3 力年申込みのない依頼者の場合、原則として、甲は試験料金の前払い（試験完了前の支払い）をするものとする。ただし、事業所長が認める場合はこの限りではない。
4 試験料金等の振込手数料は甲が負担する。
5 乙が発行する請求書は、乙の請求書式を用いる。ただし、甲が指定する書式による請求書発行を希望する場合は、所定の事務手数料を申し受けることにより甲指定書式による請求書を発行することができる。

第 5 章 試験報告書

（試験報告書の発行）

第 8 条 乙は、試験終了後、甲に対して試験報告書又は完了報告書を発行する。

（試験報告書の改ざんの厳禁）

第 9 条 甲は、乙の発行する試験報告書の内容を改ざんして使用してはならない。
2 前項の行為によって乙に損害が生じた場合には、甲は乙に対しその損害を賠償する。

（異議・苦情の申立）

第 10 条 甲から申し立てられた試験内容及び結果に関する異議又は苦情等については、その内容を調査、審議し、甲に対し回答するものとする。

（試験報告書の訂正再発行）

第 11 条 甲は、乙の発行した試験報告書の記載内容に明らかな誤記がある場合、訂正再発行の請求をすることができる。
2 前項の請求期限は、試験報告書の発行日から 5 年以内とする。
3 乙は、明らかな誤記がある場合を除き、試験報告書の訂正再発行は行わない。
4 試験報告書の訂正再発行に係る費用は別に定める。

（試験報告書の追加発行）

第 12 条 甲は、乙が発行した試験報告書について、所定の手続きにより追加発行を請求することができる。ただし、追加発行の請求期限は、試験報告書の発行日から 5 年以内とする。
2 試験報告書の追加発行に係る費用は別に定める。

第 6 章 試験に伴う計測結果の取扱い

（計測結果の発行）

第 13 条 試験に伴う計測結果（計測データ）は、原則として、甲に発行しない^{注 1)}。ただし、甲は、所定の手続きにより、試験に伴う計測結果（紙面、電子データ）の発行を請求することができる。
注 1) 試験報告書の作成のため、メール等で計測結果の一部を甲に提供する場合はある。
2 発行する計測結果の範囲及び内容等は、甲乙協議の上で定める。
3 甲は、乙の発行する計測結果の内容を改ざんしてはならない。改ざん等によって乙に損害が生じた場合には、甲は乙に対しその損害を賠償する。
4 計測結果の発行請求期限は、試験報告書の発行日から 5 年以内とする。
5 計測結果の整理及び発行に係る費用は別に定める。

第 7 章 秘密保持

（秘密保持）

第 14 条 乙は、試験に際して知り得た甲の秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。
2 前項の定めにかかわらず、乙は、次の場合には第三者に試験情報を開示することができるものとする。
一 乙が ISO/IEC17025 の審査を受ける際、審査機関から試験申込書・報告書等の閲覧の要請があった場合
二 法令又は官公署からの命令及び要請があった場合（試験受託の有無のみ）
三 その他前各号に類するものと乙が判断した場合（試験受託の有無のみ）

（試験内容の公表）

第 15 条 前条第 1 項の定めにかかわらず、乙は、事前に甲の同意を得て、試験内容の公表を行うことができる。

第 8 章 補則

（労働災害等）

第 16 条 甲が乙の施設内において試験に係る作業を行うときは、乙の指示に従い労働災害の防止に努めなければならない。
2 甲が前項の作業中に労働災害が生じたときは、甲の加入する労働災害補償保険を適用するものとする。
3 甲が、試験に際して、乙の所有又は管理する施設、試験設備・備品等を破損させたときは、甲は、乙に対し、その損害を賠償する。ただし、不可抗力又はやむを得ない事情によるものであると乙が認めた場合は、この限りではない。

（約款の改正）

第 17 条 乙は、この約款に変更の必要が生じたときは、この内容を改正することができる。改正にあっては、ホームページ等で公表するものとする。

（管轄裁判所）

第 18 条 この約款に基づく契約に係る紛争が生じた場合、その第一審の管轄裁判所は、乙の所在地を管轄する裁判所とする。

（誠実協議）

第 19 条 この約款に定めのない事項及び解釈・運用につき疑義が生じた事項については、甲乙は誠意を持って協議の上、定めるものとする。

附 則

この約款は、2019 年 1 月 1 日から施行する。
この約款は、2020 年 1 月 1 日から適用する。
この約款は、2021 年 6 月 1 日から適用する。
この約款は、2022 年 4 月 1 日から適用する。
この約款は、2023 年 9 月 1 日から適用する。
西日本試験所「品質性能試験業務約款について（通知）」（LIV-100）は廃止する。